

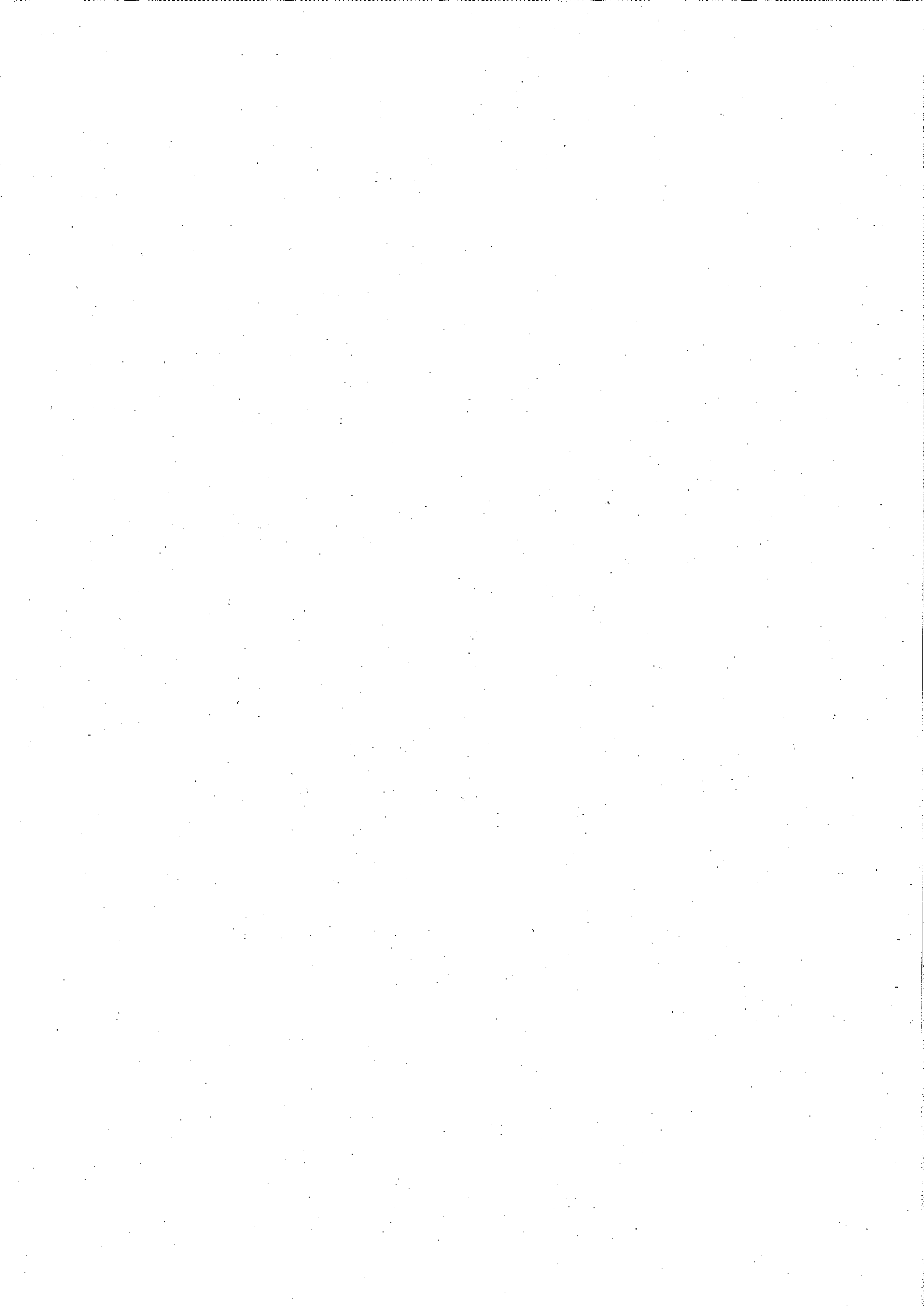
議案第17号

日野町税条例の一部改正について

日野町税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山 享 弘



日野町税条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

平成 27 年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税の猶予制度について所要の見直しが行われ、納税者の申請による換価の猶予制度が創設された。

また、地方分権の推進をする観点や、地方税に関する地域の実情が様々有ることを踏まえ、猶予に係る担保の徴収基準など実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、町税条例の一部を改正する。

2 改正内容

地方税法が改正され、担保の徴収基準などいくつかの事項が町の条例に委任されているが、本町において条例で定めるにあたり、国税の基準を緩和する又は強化する特別な事情がないことから、国税の基準に準拠した規定にする。

(1) 猶予に係る徴収金の分割納付について

猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させる。

(2) 猶予申請書における記載事項について

申請書に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 一時に納付することができない理由
- ② 猶予を受ける金額及び期間
- ③ 分割納付する金額及び期間
- ④ 担保の内容（担保を提供する場合）

(3) 猶予申請書に添付する書類について

申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- ① 事実を証する書類
- ② 資産及び負債の状況を明らかにする書類
- ③ 収支の状況（実績及び今後の見込み）
- ④ 担保に関する書類（担保を提供する場合）

(4) 担保の徴収基準について

次の場合は、担保を不徴取する。

- ① 猶予に係る金額が 100 万円以下
- ② 猶予期間が 3 月以内
- ③ 特別な事情である場合

(5) 猶予申請書の訂正期限について

申請書に不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から 20 日以内とする。

(6) 申請による換価の猶予における申請期限について

換価の猶予の申請期限を、納期限から 6 月以内とする。

3 附則

平成28年 4 月 1 日から施行。

日野町税条例の一部を改正する条例

日野町税条例（昭和45年日野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----------------------|
| <p>(徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</p> <p>第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をとする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をとする期間内において、当該徴収の猶予をする金額又は当該徴収の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</p> <p>2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p> <p>3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定められた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの</p> | <p>第8条から第17条まで 削除</p> |

納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納入期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか (分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場

合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に關し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に關し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間内の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、

納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「職権による換価の猶予」という。）をすする期間内又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）する期間内の各月（町長がやむを得ない事情があるときは、当該期間内の町長が指定する月。次条第2項において同じ。）において、当該職権による換価の猶予をする金額又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）をすする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をすする期間内の各月において、当該申請による換価の猶予をすする金額又は当該申請による換価の猶予期間の延長をすする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる

| | |
|--|---|
| <p>事項とする。</p> <p>(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</p> <p>(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</p> <p>(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</p> <p>5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</p> <p>6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする</p> <p>(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項</p> <p>(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</p> <p>(3) 第6項第3号に掲げる事項</p> <p>7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</p> <p>(担保を徴する必要がない場合)</p> <p>第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</p> <p>第13条から第17条まで 削除</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由によ</p> | <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由によ</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>り、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p> | <p>り、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p> |
|--|---|

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の日野町税条例（以下「新条例」という。）第 8 条、第 9 条及び第 12 条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 2 号。以下「平成27年改正法」という。）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「平成28年新法」という。）第15条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に限る。）の規定は、施行の日以後に申請される平成28年新法第15条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年旧法」という。）第15条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（平成28年新法第15条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（平成28年新法第15条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行の日以後に納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。